

広報ひがし

土地改良区の現状 平成30年4月現在

- 組合員数 2,119 人
- 面積 2,161.1 ha
- 内田 1,958.9 ha
- 畑 202.2 ha

第 **23** 号

平成30年10月20日発行



水管理システム仙台東地区中央管理所・仙台東土地改良区事務所



みどり
水土里ネットひがし
仙台東土地改良区



御 挨拶

みどり
水土里ネットひがし
仙台東土地改良区

理事長 佐藤 稔

仲秋の候、組合員の皆様に於かれましては、恙無くご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より当土地改良区の運営及び各種事業の推進に対し組合員の皆様はもとより国、宮城県、仙台市など関係機関の皆様より多大なるご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げますとともに心より感謝を申し上げます。

広報ひがし第23号発刊にあたりご挨拶を申し上げます。組合員の皆様はご承知のことではございますが、東日本大震災により被災して7年が過ぎ、土地改良区として何をなすべきかを念頭に復旧と復興の道を役員そして230名を要する換地・評価・工事委員が各ブロックごとに集会所などで東北農政局仙台東土地改良建設事業所、仙台市に参加を頂き、何度となく会議を開き結果を地域の皆様に公表・相談しながら進めてまいったところでもあります。組合員の皆様の特段のご理解、ご協力によりお陰様で本年度面工事完成の予定であり、地下灌漑ができる暗渠工事、補完工事などを行いながら、平成32年度完成を目指しますので、宜しくお願いを申し上げます。

本年の水稻の作況指数は「やや良」ということで、安堵しているところではありますが、気象災害は日本国中至る所で発生しており、西日本豪雨、台風の直撃、北海道の地震など、被災者である我々と同じ境遇の方々在国内各地におられ、復旧の目途すら立たない状況の中で心を病んでおられます。千年に一度と言われる、大災害を経験した私たちが何らかの手本になればと思う次第です。

さて、水管理システム仙台東地区中央管理所と当土地改良区の新事務所が多くの皆様のご協力のもと、完成の運びとなり7月2日新事務所の開所を行い、同月18日に落成式を挙行致しております。旧事務所につきましては、ほ場整備事業（換地関係）の業務を事業完了まで行う予定であり、組合員の皆様方には不便をおかけする場面もあるかと思いますが、宜しくお願いを申し上げます。

また、水管理システム中央管理所ですが、高砂南部、大堀、二郷堀、藤塚の4排水機場をはじめ、

揚水機場23か所、ゲート・樋門24か所の合計51か所の管内施設の一元管理が出来るようになります。

さらに、国営造成施設管理体制整備促進事業への参加を国から承認され、本年度より5年間の維持管理経費の一部助成をして頂けるとのことで、維持管理費の経費削減に役立つことと大いに期待しているところです。

太陽光発電所につきましては、平成32年度運用開始に向けて、宮城県が事業主体となり今年度から仙台市若林区藤塚地区に工事着工することとなっております。

10月16～18日の3日間で全国土地改良大会が本県に於いて開催されました。この大会は各県持ち回りで、41回を数える歴史ある大会です。農業農村整備事業に於ける土地改良区の役割や重要性を全国の同胞と確認し、意識を高め広く国民に理解して頂くための大会でもあります。「先人の意思を受け継ぐ伊達の地に水土里の絆復興の歩み」と題し、北海道から沖縄県まで全国の津々浦々より6,000名を超える参加者が利府町にありますグランディ21メインアリーナに集結し式典等を行い、17日の事業視察では、仙台東地区の復旧、復興について約1,100名の皆様をお迎えし旧荒浜小学校を中心に2か所で全国よりのご支援で完工間近になった現場を視察して頂きました。中には震災直後復旧段階の時に視察に来られた方もおられ「沿岸部の皆さん頑張ったね、もう少しだから頑張ってください。」と励ましの言葉をかけてくださる方もおられました。目に見える面的な部分と比べ生活の再建はまだまだの感があり、復旧、復興は道半ばであります。「震災の復旧、復興は直面した我々が成し遂げる。」を合言葉に役員、職員一丸となり進んでまいります。組合員の皆様、国、宮城県、仙台市など関係機関、関係団体の皆様には今まで以上のご理解とご協力をお願い申し上げますとともにご健康とご多幸を衷心よりお祈り申し上げますとご挨拶とさせていただきます。

通常総代会開催

平成30年3月16日午後2時よりせんだい農業園芸センター研修室において、第22回通常総代会が開催されました。高砂地区福田町選出、阿部弘昭総代の議長により下記議案が審議され、原案通り承認されました。

- 第1号議案 平成29年度 経常部会計 収 入 支 出 補 正 予 算(案)について
- 第2号議案 平成29年度 特別会計(事務所建設資金引当積立金) 収入支出補正予算(案)について
- 第3号議案 平成30年度 事 業 計 画(案)について
- 第4号議案 平成30年度 経常部会計 収 入 支 出 予 算(案)について
- 第5号議案 平成30年度 経 常 部 会 計 賦 課 金 賦 課 徴 収 方 法(案)について
- 第6号議案 平成30年度 役 員 報 酬(案)について
- 第7号議案 平成30年度 特別会計(財政調整積立金) 収入支出予算(案)について
- 第8号議案 平成30年度 特別会計(維持管理決済金) 収入支出予算(案)について
- 第9号議案 平成30年度 特別会計(職員退職死亡給与引当積立金) 収入支出予算(案)について
- 第10号議案 平成30年度 特別会計(事務所建設資金引当積立金) 収入支出予算(案)について
- 第11号議案 平成30年度 特別会計(国営仙台東地区換地処分等業務) 予算(案)について
- 第12号議案 平成30年度 収 入 金 の 預 け 入 れ 金 融 機 関(案)について

臨時総代会開催

平成30年7月20日午後1時30分よりせんだい農業園芸センター研修室において、平成30年度臨時総代会が開催されました。六郷地区井土選出、大友新総代の議長により下記議案が審議され、原案通り承認されました。

- 第1号議案 平成29年度 経常部会計 収 入 支 出 補 正 予 算 (案) に つ い て
- 第2号議案 平成29年度 特別会計(国営仙台東地区換地処分等業務) 収入支出補正予算(案)について
- 第3号議案 平成29年度 事 業 報 告 に つ い て
- 第4号議案 平成29年度 経常部会計 収 入 支 出 決 算 承 認 に つ い て
- 第5号議案 平成29年度 特別会計(財政調整積立金) 収入支出決算承認について
- 第6号議案 平成29年度 特別会計(維持管理及び事業決済金) 収入支出決算承認について
- 第7号議案 平成29年度 特別会計(職員退職死亡給与引当積立金) 収入支出決算承認について
- 第8号議案 平成29年度 特別会計(事務所建設資金引当積立金) 収入支出決算承認について
- 第9号議案 平成29年度 特別会計(国営仙台東地区換地処分等業務) 収入支出決算承認について
- 第10号議案 平成29年度 財 産 目 録 に つ い て
平成29年度 決 算 監 査 意 見 書
- 第11号議案 平成30年度 経常部会計 収 入 支 出 補 正 予 算(案)について
- 第12号議案 平成30年度 特別会計(財政調整積立金) 収入支出補正予算(案)について
- 第13号議案 平成30年度 特別会計(維持管理決済金) 収入支出補正予算(案)について
- 第14号議案 平成30年度 特別会計(職員退職死亡給与引当積立金) 収入支出補正予算(案)について
- 第15号議案 平成30年度 特別会計(事務所建設資金引当積立金) 収入支出補正予算(案)について

平成29年度 決算状況

経常部会計

- 収入決算額……………198,550,661円
- 支出決算額……………144,055,638円
- 収支差引額…………… 54,495,023円 (次年度へ繰越)

収 入			支 出		
項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比
組 合 費	118,175	59.5%	事 務 費	53,661	37.2%
補 助 金	4,700	2.4	維 持 管 理 費	44,220	30.7
負 担 金	5,128	2.6	雨 水 幹 線 維 持 費	4,799	3.3
受 託 費	9,716	4.9	財 産 費	38,000	26.4
雑 収 入	6,403	3.2	負 担 金	222	0.2
繰 入 金	1,000	0.5	諸 費	3,153	2.2
繰 越 金	31,165	15.7	予 備 費	0	0
清 算 金	22,263	11.2			
合 計	198,550		合 計	144,055	

特別会計

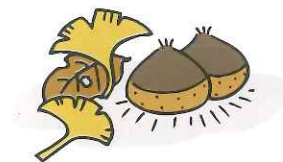
(円)

区 分	収 入	支 出	
		支 出 済 額	次 年 度 繰 越 金
財 政 調 整 積 立 金	68,002,212	68,002,212	53,002,212
維 持 管 理 決 済 金	32,275,412	32,275,412	21,275,412
職 員 退 職 給 与 引 当 積 立 金	44,296,327	0	44,296,327
事 務 所 建 設 資 金 引 当 積 立 金	469,305,169	451,438,656	17,866,513
国 営 仙 台 東 地 区 換 地 処 分 等 業 務 (平 成 29 年 度)	65,800,204	61,438,321	4,361,883

財産概要

- 資産 ……………585,839,053円
- 流動資産 ……………191,906,157円
- 預 金 ……………54,495,023円
- 出 資 金 ……………963,000円
- 未 収 金 ……………7,670円
- 特 定 資 産 ……………136,440,464円
- 固 定 資 産 ……………393,932,896円

- 負債 ……………214,492,992円
- 短期負債 ……………136,440,464円
- 長期負債 ……………78,052,528円



平成30年度 予算概要

■ 経常部会計 209,434千円

収 入			支 出		
項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比
組 合 費	118,001	56.3%	事 務 費	73,403	35.0%
補 助 金	16,300	7.8	維 持 管 理 費	83,304	39.8
負 担 金	6,880	3.3	雨 水 幹 線 関 連 維 持 費	6,880	3.3
受 託 費	10,753	5.1	財 産 費	36,000	17.2
雑 収 入	2,005	1.0	負 担 金	300	0.2
繰 入 金	1,000	0.5	諸 費	7,900	3.8
繰 越 金	54,495	26.0	予 備 費	1,647	0.8
合 計	209,434		合 計	209,434	

■ 特別会計（財政調整積立金） 73,003千円

項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比
繰 入 金	20,000	27.4%	次 年 度 繰 越 金	73,003	100.0%
雑 収 入	1	0			
繰 越 金	53,002	72.6			
合 計	73,003		合 計	73,003	

■ 特別会計（維持管理決済金） 22,276千円

項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比
決 済 金	1,000	4.5%	繰 出 金	1,000	4.5%
雑 収 入	1	0	次 年 度 繰 越 金	21,276	95.5
繰 越 金	21,275	95.5			
合 計	22,276		合 計	22,276	

■ 特別会計（職員退職給与引当積立金） 50,297千円

項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比
繰 入 金	6,000	11.9%	退 職 給 与 金	50,297	100%
雑 収 入	1	0			
繰 越 金	44,296	88.1			
合 計	50,297		合 計	50,297	

■ 特別会計（事務所建設資金引当積立金） 27,867千円

項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比
繰 入 金	10,000	35.9%	建 設 費	27,867	100%
雑 収 入	1	0			
繰 越 金	17,867	64.1			
合 計	27,867		合 計	27,867	

■ 特別会計（国営仙台東地区換地処分等業務） 74,240千円

項 目	金 額	構成比	項 目	金 額	構成比
国 庫 委 託 料	74,240	100%	人 件 費	35,000	47.2%
			再 委 託 料	20,000	26.9
			業 務 費	17,800	24.0
			車 両 費	600	0.8
			予 備 費	840	1.1
合 計	74,240		合 計	74,240	

■平成30年度 経常賦課金

平成30年度の経常賦課金は、下記の通りとなります。(賦課金は毎年4月1日現在の土地改良区台帳の面積を元に算出されます。)

種 別	1,000m ² 当り賦課額	賦課期日	納 期 限
経常部 管内全域 経常賦課金	田 5,700円、畑 2,850円	5月末日	7月末日

当土地改良区では、経常賦課金のお支払いを仙台農業協同組合(JA仙台)の自動口座振替にて実施しております。まだ申し込みをされていない方は是非ご利用願います。

申し込み手続き

土地改良区で『口座振替依頼書』に必要事項を記入して頂きます。申し込みには印鑑(届出印)をお持ち下さい。

振替日と残高確認の励行

ご指定の預金口座より納期限日に振替になります。従って、振替日に預金口座の残高が不足していると振替ができませんので、あらかじめ振替日が近づきましたら預金残高の確認をお願いします。

賦課金のお支払いはお忘れなく!!

納期限を過ぎると延滞金が発生いたします。分割払いも承っておりますのでご相談下さい。



■平成30年度 決済金

区 分	地 域	種 別	金 額 (1m ² 当り)
経常賦課金	全 地 域	維持管理決済金	地目別決済額 田 26円、畑 13円

☆農地転用・用地買収等農地から除外する場合は決済金のお支払いが必要となります。

☆その他に、納めていなかった経常賦課金がある場合は、精算していただきます。

国営造成施設管理体制整備促進事業

強化支援費11,000,000円・推進活動費300,000円

負担割合(国50%・県1%・市49%)

仙台東地区管理体制整備推進協議会 設立総会

平成30年6月26日、当土地改良区事務所で仙台東地区管理体制整備推進協議会の設立総会が開催されました。

この協議会は、「国営造成施設管理体制整備促進事業」の実施に伴い、国営事業で造成した農業水利施設の管理体制の整備及びその強化を目的として設立されたものです。

今後、農業水利施設が担う役割や施設が持つ多面的機能を周知し、地域住民が施設の維持・管理に参加するための管理体制の構築を図ることで、管理体制の整備及び強化を目指します。

手続きは忘れずに!!

以下のようなときは必ず土地改良区に届出が必要です。

①農地を転用する場合

土地改良区の区域内であれば、手続きや決済金の納付が必要となります。たとえ、地目が“畑”等であっても改良区までご確認ください。田に盛土など現状を変える場合もご相談下さい。

②農地を公共用地（道路・河川）に買収された場合及び地目変更される場合

この場合も手続きや決済金の納付が必要となります。

※決済金の徴収の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外処理規程により、事業負担金及び長期負担借入金並びに施設の維持管理等の負担額を一時払いで決済していただくものです。

③組合員の資格に移動があった場合

- ・農地を売買又は交換したとき。相続等により贈与されたとき。
- ・農地を賃借したとき又は、解約したとき。
- ・農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営移譲するとき。
- ・組合員が亡くなったとき。
- ・組合員の住所や電話番号が変わったとき。

※以上のような場合、市や法務局等の公共機関で手続きを行っても土地改良区はわかりません。
直接改良区に届け出がなければ、土地改良区の台帳は変更されませんのでご注意ください。

届出用紙は土地改良区に準備してあります。

滞納賦課金は新しい組合員が負担!!

農地の移動・売買の際、その土地の賦課金に滞納がある場合は、買った人が滞納賦課金を支払うよう法律（土地改良法第42条第1項）に規定されています。土地改良区に確かめてから契約するよう注意してください。

平成29年度 維持管理事業

1. 維持管理施設の状況

1) 幹線支線水路

六郷堀（600m）、七郷堀（1,200m）、高砂堀（950m）、仙台堀（500m）、鞍配堀（1,000m）の各幹線水路は例年通り、若林区役所・宮城野区役所発注の業者により法面の除草作業、浚渫工事が行なわれました。

また、仙台バイパス下流の幹線・支線水路については、仙台市より補助金交付を受け組合員総出役作業により各集落の管理丁場は計画通り完了することが出来ました。

2) 揚排水機場

各揚排水機場のポンプ及び補機類などは業者委託により保守点検を行ない、機場運転手、各揚排水施設管理者の調整により円滑な通水が行なわれました。

3) 幹線支線排水路

各幹線支線排水路は稲刈前の落水時期と台風などに備え、流水に支障を来さないように管内一斉による刈払い清掃を8月末日までに組合員総出役により実施しました。

4) 他事業との関係

仙台市或いは関係者が行なう農道及び水路等

の土地改良施設に関する工事は全て各関係機関と協議の上、用排水に支障を来さないように施工しました。今後も土地改良施設の良い管理と公益的機能の役割を果たす為、関係者及び組合員皆様の協力が必要と思われま

2. 維持管理工事の施工状況

1) 水路費・維持費

補修工事

用排水路の修繕・ゲートの交換整備補修等
..... 18件

2) 揚排水費・修理費

揚排水ポンプ

補機類の修理・電気設備工事等..... 3件

3) 揚排水費・委託料

東北電気保安協会・始動前の保守点検業務等
..... 4件

4) 道路費・維持費

農道の修繕・掘削整地等..... 1件

5) 協議、承認件数（47件）

協議件数 23件
工事同意承認件数 17件
雨水放流承認件数..... 7件

ゴミの不法投棄

農業用排水路への粗大ゴミ等の不法投棄は毎年減るどころか増える一方です。家電製品や家具類をわざわざ水路敷や水路の中へ並べていくなど、益々悪質になってきております。それらのゴミが用排水の流れを阻害し、道路・住宅への冠水被害の原因にもなりかねません。又、それらによっておきた事故等の損害経費は全て土地改良区組合員の負担となりますのでゴミ等の不法投棄をしないように呼びかけをして下さいますようお願い致します。



こんなときにはすぐ連絡を

当土地改良区で管理する土地改良施設への事故等による破損事故が管内で多発しております。このような時には原因者の責任で復旧することになりますが、原因者不明の場合は土地改良区の負担で復旧工事をしなければなりません。事故による施設破損事故を発見した場合は、車のナンバー等を控え、土地改良区までご一報下さいますようお願い致します。

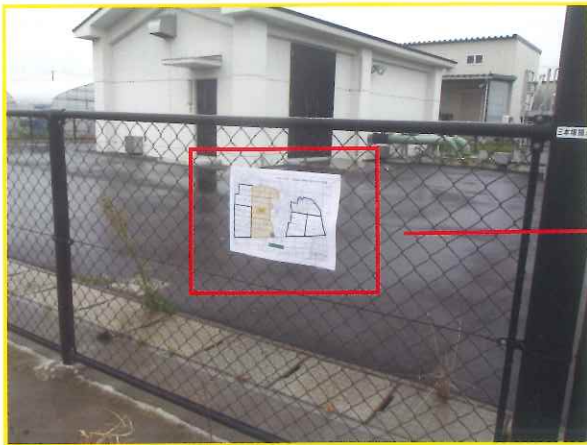


土地改良区からのお願いとお知らせ

■ 代掻き・田植え時期について

現在、ほ場整備事業を東北農政局仙台東土地改良建設事業所において順次ブロック毎進められており、土地改良区管内の用水は揚水機場からパイプラインを通して各水田へ供給する方法へと変わっております。

そこで、代掻き用水は各ブロック毎日割りのエリアを決めて用水を供給することになります。**通水日程については毎年4月上旬以降、揚水機場に掲示**しておりますので、各自確認の上農作業を行って頂きますようご理解とご協力をお願いします。



六郷2ブロック三本塚揚水機場



代掻き用水日程表（参考）

■ 給水栓の管理について

給水栓を操作する際は絶対に**顔を近づけないよう**ご注意ください。パイプの接合部分が接着剤の硬化、経年劣化等により水圧に耐えきれず抜けたり、割れたりしてケガをする事故が心配されます。

また、給水栓にゴミなどが詰まり、用水が完全に止まらなくなる事があります。その際は一度給水栓を**全開**にしてゴミを排除して下さい。

なお、パイプラインの給水栓、マス等を破損させた場合の補修工事費は、**自己負担**となりますので農作業の際は十分に注意して、大切に管理するよう心がけましょう。

■ 大雨時は用水を停止します

地球温暖化と騒がれている昨今、異常気象により季節に関係なく台風の襲来、何十年ぶりの大雨やゲリラ豪雨等、予想をはるかに超える自然災害が頻繁に起こっております。

土地改良区では、台風が接近する事が予想される時は湛水被害を未然に防止するため、事前に用水停止をすることにしております。

降雨の状況によっては排水機場を稼働し長時間運転する場合もあり、下流域の水田が湛水している中、上流域では「水がほしい」との要望がありますが、しばらくお待ち頂く場合があります。

出来る限りご迷惑をかけないよう用水調整をして参りますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

水管理システム「仙台東地区」中央管理所 仙台東土地改良区事務所建設工事 落成式を開催

去る7月18日新事務所において、水管理システム「仙台東地区」中央管理所及び仙台東土地改良区事務所建設工事の「落成式」が国・県議会議員、関係機関、当土地改良区役職員出席のもと開催されました。

これまでの経緯

東日本大震災後の復興事業による施設数の増加・施設管理の複雑化や管理人の高齢化・後継者不足等により、将来に亘り適切な施設管理や災害時の迅速な対応を継続して行うことが困難になることが予想された為、幾度となく事務所のあり方や運用方法、適切な施設の管理等を検討した結果、宮城県営による水管理システムの導入が示され、平成27年度に採択されました。

仙台東地区中央管理所・当土地改良区新事務所建設工事においては、平成29年6月に着手し、平成30年3月に完成の運びとなりました。

また、用排水を管理する為の自動化及び情報監視を行う水管理施設整備（揚排水機場、ゲート・樋門）については、平成31年度の完成を予定し鋭意工事を進めている所です。



土地改良区事務所



中央管理所操作室

水管理システム対象施設一覧								
区分	番号	施設名	区分	番号	施設名	区分	番号	施設名
排水機場	1	高砂南部排水機場	揚水機場	19	三本塚揚水機場	ゲート・樋門	37	富岡三種ゲート
	2	大堀排水機場		20	六郷揚水機場		38	下飯田西田ゲート
	3	二郷堀排水機場		21	三本塚赤沼揚水機場		39	大沼調整ゲート
	4	藤塚排水機場		22	井土揚水機場		40	霞目自衛隊東調整ゲート
揚水機場	5	鍋沼揚水機場		23	日辺揚水機場		41	神柵雨水ゲート
	6	新岡田揚水機場		24	今泉揚水機場		42	沖野雨水ゲート
	7	赤沼揚水機場		25	山王揚水機場		43	小在家前ゲート
	8	新浜揚水機場		26	種次揚水機場		44	井土分水ゲート
	9	盆谷地揚水機場		27	番古揚水機場		45	日辺雨水ゲート
	10	大沼第2揚水機場		28	愛宕堰取水樋門		46	桶筒連絡ゲート
	11	赤沼第2揚水機場	29	六・七郷分水ゲート	47		荒浜排水調整ゲート	
	12	大沼第3揚水機場	30	鞍配堀取入ゲート	48		高砂堀調整ゲート	
	13	大沼揚水機場	31	仙台堀調整ゲート	49		赤沼調整ゲート	
	14	長喜城揚水機場	32	大江調整・雨水ゲート	50		提灯堀取入ゲート	
	15	遠藤西揚水機場	33	第一分水ゲート	51		砂山調整ゲート	
	16	南長沼揚水機場	34	仙台堀雨水排水ゲート	事務所	0	中央管理所 改良区事務所	
	17	新藤田揚水機場	35	第二分水ゲート				
	18	沖野揚水機場	36	第三分水ゲート				

—東北農政局 仙台東土地改良建設事業所からのお知らせ—

仙台東地区 区画整理事業の進捗状況について

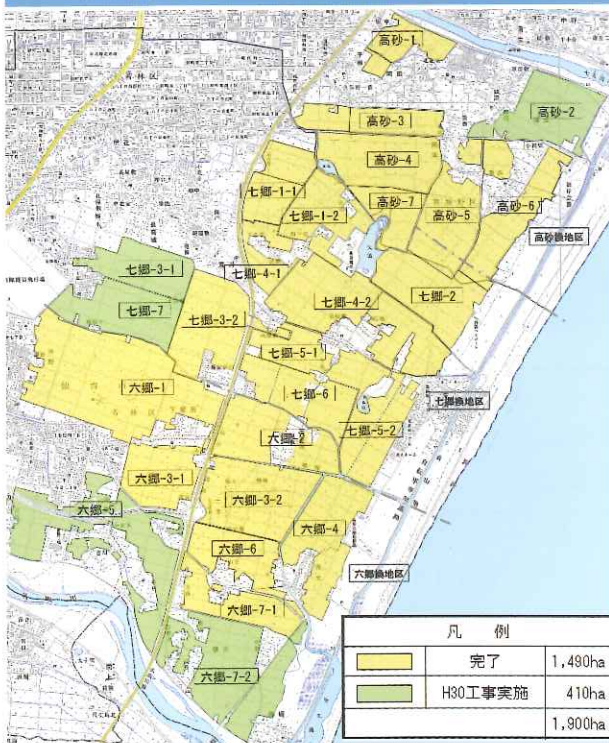
東北農政局仙台東土地改良建設事業所では、東日本大震災により被災した農地・農業用排水施設の復旧とともに、区画整理事業を実施しています。

ほ場の大区画化工事については、これまでに全体1,900haのうち、1,490ha（約8割）で整備が完了し、残りのほ場についても工事を進めているところであり、本年度中に全面積での整備完了を目指しています。

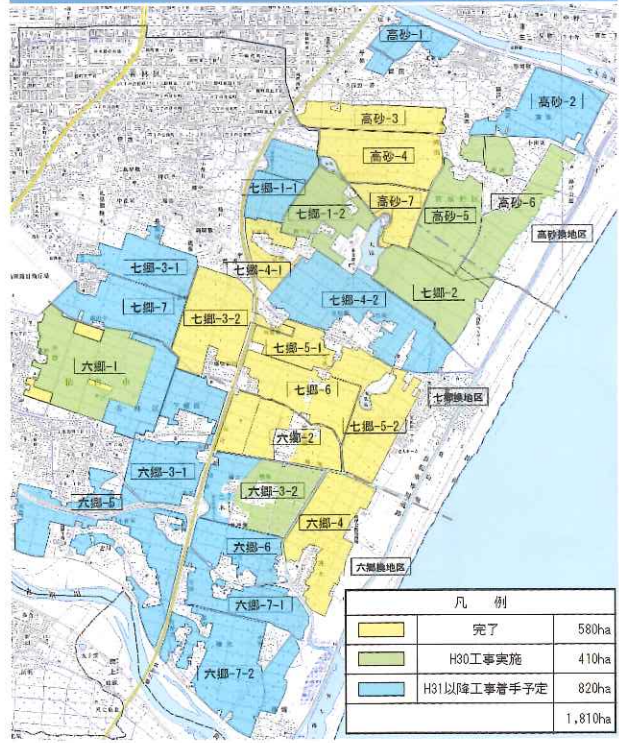
本年度から、大区画化工事が完了したエリアで換地処分に向けた確定測量を開始したところであり、今後、この成果をもとに換地計画を作成し、権利者会議などの手続きを経て、換地処分を行うこととなります。

引き続き、平成32年度の事業完了に向けて、大区画化工事、暗渠排水工事及び補完工事等を実施していくとともに、換地処分に向けた手続きを推進して参りますので、御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

仙台東地区 大区画化工事進捗図



仙台東地区 暗渠排水工事進捗図



お問い合わせ先 東北農政局 仙台東土地改良建設事業所 調査設計課
 〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎4階
 TEL 022-292-6877 (代表)

— 事務所の移転について —

平成30年7月2日より新事務所にて、業務を開始しております。
今後共宜しくお願い致します。

移転先：〒984-0032 仙台市若林区荒井字上目南20
TEL：022-288-5026 FAX：022-288-5208
E-mail：sendai.e.tokai@orion.ocn.ne.jp
(電話番号、FAX 番号、E-mail は変更ありません)

※国営仙台東土地改良事業（区画整理）の換地に関する業務については、
今まで通り旧事務所で行いますので宜しくお願いします。

仙台東土地改良区 ほ場整備推進室
〒984-0032 仙台市若林区荒井三丁目29番地の2
TEL：022-355-4351 FAX：022-355-4355

